

香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 銅 武 紀

香川県条例第27号

香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

香川県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年香川県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 使用料（次項に規定する使用料を除く。）の金額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め及び同法第85条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準、<u>高齢者の医療の確保に関する法律</u>（昭和57年法律第80号）<u>第71条第1項</u>に規定する<u>療養の給付</u>に要する費用の額の算定に関する基準及び同法<u>第74条第2項</u>の規定による厚生労働大臣の定める基準並びに介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第41条第4項</u>及び<u>第53条第2項</u>の規定による厚生労働大臣の定める基準又は近隣の病院の状況等を考慮して管理者が定める額とする。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 使用料（次項に規定する使用料を除く。）の金額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め及び同法第85条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準、<u>老人保健法</u>（昭和57年法律第80号）<u>第30条第1項</u>に規定する<u>医療に要する費用の額の算定</u>に関する基準及び同法<u>第31条の2第2項</u>の規定による厚生労働大臣の定める基準並びに介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第41条第4項</u>及び<u>第53条第2項</u>の規定による厚生労働大臣が定める基準又は近隣の病院の状況等を考慮して管理者が定める額とする。</p> <p>3～5 略</p>

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。